

## 平成30年度第2回岐阜県障害者施策推進協議会 議事概要

1. 日 時 平成31年2月14日（木） 10:00～12:00

2. 場 所 岐阜県水産会館 1階 大会議室

3. 出席者 別紙

4. 議 題

(1) 平成30年度社会参加推進に関する取組状況について

(2) 平成31年度障がい福祉関連の主要事業（案）について

報 告

(1) 手話言語の普及及び意思疎通手段の利用促進に関する取組状況について

5. 議事要旨

<開 会>

○開会挨拶（健康福祉部長）

○会議趣旨説明・議題説明（事務局）

<議 事>

### 1 平成30年度社会参加推進に関する取組状況について

※意見・質疑応答(⇒の部分は、回答及び説明)

○今はパラリンピックとオリンピックに全精力を注がなければならないが、障がい者のスポーツといっても団体がばらばらになって活動している現状がある。具体的には、昨年、スペシャルオリンピックスの全国大会が愛知県で開催されたが、同日に岐阜県の障がい者スポーツ大会開催された。そのこともあってか、岐阜県からスペシャルオリンピックスに出場したのは委員も含めてたったの13人だった。団体間で連携をとり、大会日程等を考慮してほしい。

⇒今年度、会場の都合により、スペシャルオリンピックスの全国大会と県のドリームスポーツ大会が同日開催となってしまった。ドリームスポーツ大会はレクリエーション要素の強い大会であるため、知的、精神、身体どの障がいの方も出場があり、スペシャルオリンピックスの出場者が少なかったという事実がある。今後は、他の大会の状況を考慮しながら大会日程を決定してまいりたい。

○岐阜県はハード面での環境整備は進んでいる。しかし、スポーツ施設やスポーツクラブに入会の申込みをすると拒否はされないが、利用に関しては、まだまだ配慮が足りていないという現状がある。個々の障がいの特性を理解した上で対応してほしい。

⇒スポーツクラブの利用に関する配慮については、差別解消法の問題になってくる。配慮が足りない部分については差別解消支援センターへ情報提供をいただくとともに、センターではアウトリーチによる研修会も実施しているところであり、スポーツクラブ等へのアウトリーチも検討してまいりたい。

- 福祉友愛プールには異性の着替えの介助ができる更衣室がある。今度、障がい者用の体育館ができるがそちらの方はどうなっているか。  
⇒異性であっても一緒に着替えができる家族更衣室は、体育館についても同様の設備を整えている。
- 昨年の7月、岐阜市に障がい者芸術文化支援センターが開設し、多くの方がオープンアトリエを利用していると聞いたが、岐阜市は岐阜県下では少し外れた場所にある。そこに行きたいと希望される方がいてもなかなか移動手段の確保ができないという問題がある。今も少しやっけていただいているが、移動支援の面で配慮していただければと思う。
- 今年度から、岐阜地域以外にも展示会をやっていただいている。その地域の人たちがそこへ集まり、その地域で芸術活動をやっている人も参加できる。
- ハード面が整備されていても、そこを利用していただくための周知・啓発をしていかなければならない。一部の人たちが利用している現状がある。これは行政だけではなく、団体自身も周知・啓発に努めなければならない。
- いくつかの活動に参加して感じているのは、今は岐阜市のハードに人を集めるという形で進んでいる。これをいかに県内全域に展開するかが重要である。今後は、市町村が独自に行っている活動との連携を検討していただきたい。
- ふれあいハートフルステージに初めて参加したが、大変良いコンサートだった。手話でスピーチをした方の存在を初めて知った。難病団体もいろいろな障がいの方が集う場に出て行かないといけないということを感じさせられた。
- かがやきオフィスでは障がい者を県庁に雇っているということか。  
⇒かがやきオフィスでは、障がい者の民間企業へのステップアップ就労として雇員として週30時間雇用している。これは人事課の所属として8名が様々な事務作業をしているが、これ以外にも、県庁各課や現地機関において障がい者を雇員として雇っている。
- 精神障がい者支援ワーカーと障がい者雇用開拓員とあるがこの2つの関連はどうなっているか。
- 精神障がい者は雇用希望者が多いが、なかなか採用されていない実態がある。岐阜県においても、特に教育委員会で障がい者の追加雇用がかなりの数必要とあったがどうなっているのか。今年は8名程度とあったがどうか。  
⇒ご指摘のとおり、精神障がい者の新規求職数は非常に増えている。平成28年と29年を比較すると、20%ほど伸びている。それに伴い就職件数も増えている。その求職者が非常に多いため、精神障がい者支援ワーカーを加配するというかたちで各圏域の障害者就業・生活支援センターに配置している。障がい者の就労については、障がい者本人に対する支援と企業への支援の両方が必要である。障がい者雇用開拓員は、主に企業サイドへの支援であり、企業

への開拓、相談などを行っている。こちらも加配というかたちで各圏域の障害者就業・生活支援センター配置している。

○平成29年度は新規求職者が20%の増加とあるが、就職先はA型事業所等がほとんどか。企業への就職はあったか。

⇒精神障がい者の方の就職件数だが、平成28年度は806人、平成29年度は870人と1割弱増加している。この数字にはA型事業所等と一般就労の数字が含まれているが、その内の多くは一般就労で働いている。

○病気の特性により数日で辞めてしまったり、3か月以内で辞めてしまう人も多くいる。就職した870人の中には再就職者もいるかもしれないので、そのあたりの把握もお願いしたい。

⇒定着支援も課題と認識しており、それも併せて精神障がい者支援ワーカーを配置している。今後とも支援の拡充を図ってまいりたい。

○以前は、どの企業も障がい者の雇用を進めるために、働いてくれる障がい者を求めているが、最近は、企業側がいろいろな形で技術的な勉強をして、いかに定着させられるか、どのような仕事が向いているのか、といった支援の技術的な助言を求めている。

○障がい者の雇用に関しては固定観念がある。例えば、知的障がい者は単純作業が一番向いているとか、精神障がい者は人と上手く関わることができないから、人とのやりとりはできないといったものである。ところが、今は、知的障がい者に事務の仕事を任せたり、精神障がい者に販売などの仕事をしてもらって、いかにそこで定着させられるかということが重要となってくる時代である。

○ハローワークから「障害者就業・生活支援センターは民間企業への障がい者の就職を支援するための組織であり、障がい者が行政に就職するための支援はしてはならない。」と言われた。これまで、センターが支援し、行政に就職された障がい者がいるが、今後はそのような支援が出来なくなるという可能性がある。県から国へ要望していただき、障がい当事者の立場に立って、障がい者の支援機関を守っていただきたい。

○精神障がい者の定着を考えると、ハローワークから就職した人たちの定着率はあまりよくない。就労移行などを利用して、じっくりとその人の特性を見極めて、民間企業へ送り込まれた人たちがの方が定着率がよい。かがやきオフィスのようにその人の特徴をじっくりと見極めた上で民間企業へ送り込んで定着させるということが必要である。

- 障害者就業・生活支援センターには障がい者の生活支援、就労に関する支援を行う生活支援員がいる。現在、地域の中でケースワーカーが減少しており、生活支援員が就労と絡めてさまざまな相談支援をしているという状況になっている。生活支援員の負担を減らすためにも、拡充をお願いしたい。  
⇒生活支援員については、相談件数の増加と困難事例の増加により、質の向上が求められており、次年度は障害者就業・生活支援センターの生活支援員の体制強化を図ってまいりたい。
- 精神障がい者の中には知的障がいや自閉症、ADHDなどを併せもっている人もいる。精神障がい手帳しか持っていないからといって、精神障がいだけと限定せず、重複的な障がいを加味しながら就職の支援をしていただいているのか。
- 発達障がい、特に自閉症系列の人たちは農業への就職が増えている。そういう人たちが農福連携の中で定着して仕事を続けられるような支援をお願いしたい。
- 行政の雇用には膠着した考え方がある。例えば、ほとんどの方が非常勤などの有期雇用になっている。また、雇用の担当職員に定期的な異動があるので、障がい者雇用のノウハウが蓄積されてこない。公務員採用試験についても知的障がい者も試験を受けることはできるのだが、それに対する配慮がみられない。
- 一般企業への雇用を推進するのであれば、行政が案を示さなければならない。また、障がい者雇用のノウハウをもっている民間企業からそのノウハウを取り入れて、障がい者が働きやすく定着できるような支援をしていただきたい。
- 障がい者雇用率といった数字だけを見るのではなく、障がい者への思いやりや、雰囲気の良い楽しい職場つくれるよう、障がいの特性に合うような役割、仕事の中身も考えていただきたい。
- 難病当事者にとって、治療をしながら働くということを見ると、勤務時間数30時間というのはすごくハードルが高い。県の募集や障がい者枠でハローワークに集まってくる企業も勤務時間が長い。20時間や30時間未満といった機会をつくっていただきたい。
- 難病が就労の準備支援の対象になったが、障がい者就業・生活支援センターは企業への就職を中心に運営しているため扱っていないということがあり、準備支援の場所の開拓が進んでいない。準備支援の機会の確保をお願いしたい。
- 事業所で作った授産製品をどこで販売するかが大きな課題。常設店舗があればそこで販売できる。常設店舗の数を県の方で把握しておいてほしい。
- 公共施設にショーケース展示とあるが、展示するだけではなく、いかに販路を確保していくかが重要。私たち団体の方も催しものがあるときには、そこで授産製品を販売するなど、そういう方向で考えていきたいと思うが、県の方にも販路の確保をお願いしたい。

## 2 平成31年度障がい福祉関連の主要事業(案)について

- 県政広報テレビ番組で手話入り放送を実施と書いてあるのが、字幕は入らないのか。  
⇒県政広報番組では元々字幕は入っている。
- 精神障がいの発端は、学校などでいじめを受け、立ち直れず引きこもりになってしまうことである。精神医療で一番大切だと言われているのは、初期段階での心理学的なケアであり、教育の場で取り組んでいく必要がある。
- 2022年度から高校の教科書に精神障がいの内容が記載されるようになるが、小・中学校から精神障がいに関する理解を深めていく必要があり、そちらの方面での検討をお願いしたい。  
⇒関係課に情報共有し、導入について検討してまいりたい。
- ヘルプマークをつけた障がい者が一般の方から差別的な言葉をかけられたという話をきいた。今後、一般市民への普及啓発を充実させていただきたい。
- 教育関係への障がいに対する理解啓発には、当事者が教育の現場へ行き、直接交流できる活動が必要である。
- 精神障がいに対する理解啓発のために、精神障がい者の様々な活動を映像化し、上映するための予算措置をお願いしたい。
- 現場としてはグループホームを整備しても、肝心の支え手の確保がなかなか難しい。愛知県では、支え手の確保のために、県内各地で支え手の募集を行ったり、グループホームや障がい者施設に関する研修を行う事業がある。そういった支え手確保のための具体的な施策をもっていただけるとありがたい。
- 支援の現場は、生活支援等の支え手の確保で本当に苦労しており、今やっているホームを継続できるかどうかというところまで心配せざるを得ない状況。特に若い方が福祉の領域になかなか入ってこなくなっている。若い方が福祉の領域に参入していただけるような取組の検討をお願いしたい。
- 発達障がい支援医療従事者養成研修事業について、どの地域で何回やるかを教えていただきたい。  
⇒実施回数や方法などについては今後検討するが、今年度は訪問型1か所、参集型2か所という形で実施している。
- 自殺対策を市町村がやることに対して、県の方から補助はないのか。  
⇒各圏域で研修会の開催や相談事業実施するなど市町村への補助をしている。

○生活に困り、受け入れ先がない状況に陥ったときに受け入れてもらえる場の確保をお願いしたい。

## <報告事項>

### 1 手話言語の普及及び意思疎通手段の利用促進に関する取組状況について

○手話通訳者統一試験を岐阜県で開催して10年くらいになるが、今年度は今までで最高の人数の合格者になる見込み。この条例の施行に伴い事業を充実していただいたことがとても大きなことだったと思う。今後も通訳者を増やしてだけでなく、20代30代の若い世代に対しても、通訳者になりたいと思っていただけるような啓発活動をするなど引き続き努力してまいりたい。